

「同一労働同一賃金」の徹底理解と実務対応

プログラム内容

1 「同一労働同一賃金」に関する

基本事項の確認

- (1) 正社員と非正規社員
- (2) 「均等」と「均衡」

(4) 日本郵便事件最高裁判決

(5) 下級審全判決の分析

(講義1週間前までの裁判例)

(6) 判例・裁判例の傾向と分析

— 最高裁の射程 —

2 改正法の内容・論点整理

- (1) 改正法の概要・経緯
- (2) 改正法と旧法の関係
- (3) パート有期労働法8条、9条
 - ① 説明義務（法14条）
 - ② 「通常の労働者」
 - ③ 不合理性の判断手法
 - ④ 差別的取扱い禁止の判断手法
- (4) 派遣法
 - ① 均等均衡方式
 - ② 労使協定方式
 - ③ 情報提供義務、説明義務等

4 実務対応

- (1) 地位確認・差額請求を防ぐ規定整備
- (2) 「均等」問題となるのを防ぐには
- (3) 「その他の事情」の整備
- (4) 手当の廃止・付替
- (5) 各賃金項目（手当）の設計に関する考察
 - ① 基準内賃金・賞与・退職金
 - ② 各手当（裁判例で争点となった全手当）
 - ③ 福利厚生
- (6) 定年後再雇用に関する対策
- (7) 説明義務に関する対策
- (8) 就業規則・賃金規程におけるポイント解説
- (9) 待遇格差に関する団体交渉対応

3 改正法対策のための新裁判例の分析

- (1) 「同一労働同一賃金」に関する裁判例の概要
- (2) 大阪医科薬科大学事件最高裁判決
- (3) メトロコマース事件最高裁判決

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師紹介

石寄・山中総合法律事務所 弁護士 **佐々木 晴彦** 氏

上智大学法学部国際関係法学科卒業、石寄・山中総合法律事務所入所（第一東京弁護士会所属）。専門分野は労働法（使用者側）。

「同一労働同一賃金」に関連する文献としては、「日本版『同一労働同一賃金』の法理と実務」（SMBCコンサル*共著）、「同一労働同一賃金・派遣労働者の待遇差是正」（ビジネス法務）、「『メトロコマース事件の最高裁判決を再点検する』『大阪医科薬科大学事件の最高裁判決を再点検する』『日本郵便事件最高裁判決を再点検する』（人事労務実務のQ&A*共著）、「私はこう見る！同一労働同一賃金ガイドライン案」（ビジネスガイド*共著）、「賃金をめぐる2つの最高裁判決を読む」（人事労務実務のQ&A*共著）等がある。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。